

次世代育成支援対策行動計画 JA埼玉県厚生連

平成22年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と育児を両立させることができ、育休後も働きやすい環境をつくることによって、全ての職員が働きやすく能力を発揮できるよう雇用環境の整備をおこない、行動計画を策定しました。

また、「育児・介護休業」、「育児・介護勤務時短措置」や「子の看護休暇・介護休暇」の取得など柔軟な対応も実施しております。

1. 計画期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日

2. 計画内容

目 標 [子供が生まれる際の父親の休暇の促進]
計画期間内に男性職員に妻の産休期間中に最長で合計2日間の特別休暇制度を創設する。
平成27年3月までに100%取得とする。

対 策 平成23年9月末 課題調査・整理
平成24年1月より 導入に向けて検討
平成24年4月より 就業規則改正(案)・導入